

尾瀬

おぜ

福島県檜枝岐村、群馬県片品村、新潟県魚沼市



①尾瀬沼と水芭蕉



[登録番号]1554

[登録年月日]2005年11月8日

[面積]8,711ha

[湿地のタイプ]O:永久的な淡水湖沼、U:樹林のない泥炭地。灌木のある、または開けた高層湿原、湿地林、低層湿原

[保護の制度]国立公園特別保護地区および特別地域

[国際登録基準]1

湿地の概要

尾瀬は、東京から北へ約140kmの群馬、新潟、福島の3県にまたがる、本州最大の高層湿原である。周囲を燧ヶ岳、至仏山など標高2,000m級の山々に囲まれた盆地状の底にあり、西側の標高1,400m付近に尾瀬ヶ原、東側の標高1,600m付近に尾瀬沼が広がり、燧ヶ岳の北側には御池田代の湿原がある。

尾瀬は、積雪が4mを超える豪雪地帯にあり、1年の半分以上が雪に覆われる。そのため、植物が枯死しても分解されず、泥

炭となって積み重なり、低層湿原から中間湿原へ発達し、やがて地表面が盛り上がり、降水や霧だけで涵養される貧栄養性の高層湿原へと遷移してきた。

壮大な湿原景観やそこに生育する湿原植生、高山植物等を目的とした自然探勝や登山を中心に、春から秋にかけて約26万人(2019年度)が尾瀬国立公園を訪れている。



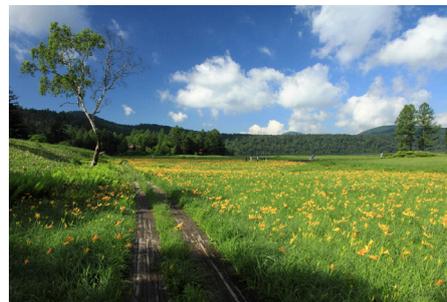
湿地にかかわる動植物

尾瀬ヶ原は面積約849haの本州最大の山地湿原であり、低層湿原から高層湿原までの様々な段階の湿原がモザイク状に分布している。ホロムイヌゲ、ツルコケモモ、ミカツキグサ、ワタスゲ、ニッコウキスゲ、ミズバショウなど、多様な湿原植物の宝庫である。

尾瀬沼は、燧ヶ岳の噴火により沼尻川が堰き止められてできた沼であり、周囲には大江湿原などの湿原が発達し、沼から湿原への遷移の過程を示している。尾瀬沼にはカタシャジクモなどの希少な植物が多数生育している。

5月から6月の残雪が消える頃にミズバショウが咲き始め、夏になるとニッコウ

キスゲなど様々な花が咲きわたる。夏の花が終わると、湿原では秋の花のシーズンとなるとともに、湿原の草が紅葉して黄金色に輝く草紅葉が見頃となる。



③ニッコウキスゲ



②燧ヶ岳



④ワタスゲ

保全・管理の取組

尾瀬ヶ原、尾瀬沼へのいくつかの登山コースに加え、湿原には木道が整備されているため、容易に日本一の湿原景観を楽しむことができる。尾瀬沼東端と尾瀬ヶ原西端のビジターセンターのほか、山小屋や宿泊施設も多数存在する。

毎年多くの入場者が訪れることから、マイカーの規制、入山マナー・ゴミの持ち帰り指導、山小屋・トイレの排水処理対策、湿原の植生復元など、さまざまな保全・管理対策が講じられている。

日本の登録湿地の多くは国有地、公有地だが、尾瀬の登録面積8,711haのうち72%に相当する6,227haは民間企業の所有地である。電力会社が発電用取水のために所有していたものであるが、ダム計画が中止となり、湿原が守られた経緯がある。

深刻化するニホンジカによる植生の被害や、掘り起こしによる湿原の裸地化を防ぐため、大江湿原周辺において、南会津尾瀬ニホンジカ対策協議会による防鹿柵の設置等を実施している。



⑤大江湿原の草紅葉



⑥大江湿原の防鹿柵設置状況

ワイズユースの取組

関係自治体や観光協会などが環境学習を支援している。福島県では、子ども達が尾瀬の自然のすばらしさ、貴重さを体験し、生物多様性への理解を深めることで、豊かな自然環境を将来にわたって引き継いでいけるよう、尾瀬国立公園内で環境学習を行う小・中学校等の社会教育関係団体及び家族旅行を対象とする旅行会社に活動費の一部を助成している。

また、魚沼市では2010年度より身近な

自然環境を活用した環境教育の推進の一環として、市内の全小学校第5学年の児童を対象に、尾瀬をフィールドとした環境学習活動「魚沼尾瀬学校」を行っている。

尾瀬檜枝岐温泉観光協会では、小・中学校、高校及び大学のほか、市町村が、尾瀬や檜枝岐村内での環境学習及び調査研究の推進を図り、子どもたちが自然のすばらしさ、貴重さを体験・学習する場合、予算の範囲内で宿泊費の助成を行っている。



⑦尾瀬檜枝岐環境学習

関連自治体

檜枝岐村役場 ☎0241-75-2503／片品村役場 ☎0278-58-2111／魚沼市役所 ☎025-792-9766

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

尾瀬(おぜ)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 三条印刷株式会社(①③)、横山正樹(②)、魚沼市観光協会(④⑤)、檜枝岐村(⑥⑦)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03